

ペルーにおける「大統領中心主義」の統治構造（三・完）
——大統領の再選問題を手がかりに——

川畑 博昭

目次

はじめに

第一章 大統領再選の歴史的背景

第一節 共和国の選択と大統領の歴史的性格

第二節 大統領再選の諸類型

第二章 大統領再選をめぐる政治状況

第一節 再選規定導入の背景事情

(一) クーデタ前夜の政治状況

(二) 「自主クーデタ」の勃発

(三) 新憲法の制定と国民投票

第二節 憲法制定過程における大統領再選の位置付けとその正当化根拠

(一) 再選の前提問題

(二) 「国民の決定」論

(三) 政治的安定性(以上一九三号)

第三節 一九九三年憲法の統治構造

(一) 統治機構

(二) 直接民主主義的制度の拡大

第四節 再選をめぐる三つの事件

(一) 「有権的憲法解釈法」の制定

(二) 違憲訴訟と憲法裁判所判事の罷免

(三) レフェレンダムの阻止

第三章 大統領再選論の理論動向

第一節 ペルー憲法学からの再選批判論

(一) 「歴史的憲法」論

(二) 権力担当者交替の原則

(三) 大統領権力の永続化——「コンテイヌイスマ」

(四) 現職候補優位論 (以上一九四号)

第二節 「条件付き」再選容認論

第四章 再選問題と「大統領中心主義」

第一節 大統領再選とペルーの歴史的国家構造

第二節 大統領権力の複合的構造

(一) 大統領権力の性向——権力の人格化と永続化

(二) 「大統領中心主義」と階層化された社会構造

第三節 「大統領中心主義」と「民主主義」の連関

おわりに（以上本号）

第三章 大統領再選論の理論動向（承前）

第二節 「条件付き」再選容認論

以上のように、ペルー憲法学の議論がペルー固有の具体的文脈から再選を批判するのに対し、与党のフェレロ議員は、「条件付き」で再選を支持した。ペルー憲法学の議論が揃って再選には反対していただけに、憲法学者である彼の議論には注目してよい。なぜならそこには、与党によって提出された「国民の決定」論および政治的安定性論の有効性を、——そのイデオロギー的性格を露呈した与党の「国民の決定」論とは異なり——ペルーの現実的条件の中に位置づけようとする重要な視点を読み取ることができるからである。

彼の場合は、何よりも無制限再選への絶対的反対の立場が前提となっており、一定の条件が整った場合にのみ、「国民の決定」を根拠に再選を容認する。彼の主張の骨子は、再選支持、その条件として客観的に平等な選挙条件、

無制限再選につながるいかなる法案にも反対、の三点である。無制限再選への反対理由として、第一に、「民主主義」の構成要素は「法治国家」と「権力担当者の交替」であり、後者については、「同一の人物あるいはグループが二〇年、三〇年、あるいは四〇年も政権に就くような民主主義はもはや民主主義とは言えず、別の政治システムに変質する」とする。第二に、民主主義は「人の刷新 *renovación de las personas*」を要請するとの観点から、「長期かつ広範な権力は、市民的精神文化 *cultura civica* と人の刷新を阻害する」と述べる。すなわち、「民主主義は多様性、変容、さらには『他の者が君のやったことを行い、君がなしえなかったところで改善するのだ』という弁証法の中で豊かになる」として、民主主義を向上させるためには「人の刷新」が不可欠であるとする。第三に、「長期権力は腐敗し独裁へつながる」という観点である。彼は、権力の消長を鉄が酸化する過程に例えながら、「人間は本質的に権力を保持しようとする生来的性向があり、時間は長くなるほど権力を腐敗させるものとされるが、それは人間が悪だからではなく、多くの場合取巻き *adictos* に囲まれ自己批判を行うことがなくなり、ひいては自分に代わり得る者はいないと信じ込むに至る。そのことが、権力濫用を抑制し長期的には無制限の連続再選の帰結たる独裁の発展を阻止することを困難にしてしまう」と述べる。最後に「野党の存在」である。再選された政府に対して更なる再選の可能性を残すことは、野党の（政権奪取の——引用者）意欲を低下させ、自立的な一個人として考えない全ての者に対して、「しばらくは一定の政府が必要である」という政治的立場をつくり出すことになるという。

こうしてフェレロは、「一定の条件」が揃った場合にのみ再選を支持するのであり、彼の主張は、「国民の決定」を無制限に前面に出す与党多数派の主張とは似て非なるものである。「一定の条件」とは具体的には、（イ）現職大統領の立候補時点での辞任、（ロ）全国選挙評議会委員の中立性の確保、（ハ）選挙活動に関する法令の整備・改善による国家権力と関連するあらゆる資金の使用を含めた候補者間利益格差の是正、（ニ）全国選挙評議会による選

挙資金の規制、である。²⁾

このようなフェレロの議論は、「国民の決定」といえども大統領の無制限な再選は正当化し得ないことを前提として、「一定の条件」の下でのみ、「国民の決定」という民主的契機を重視し、一回に限り任期を継続させることは可能であるとするものであるが、これを無制限再選と非連続再選との折衷説と捉えるべきではないだろう。後述するように、フジモリ与党多数派が言う形式的な「国民の決定」が、ペルーの選挙をめぐる実態に照らせば独裁や権威主義を正統化する機能しか持ち得ないがゆえに、フェレロは先ず、そのような危険性を除去するための条件整備を主張するのである。そうした条件が整って初めて「国民の決定」に委ねることができるのであり、それは不安定な政情を繰り返してきたペルーに求められる「政治的安定性」にも資することになるのである。換言すれば、ここには「国民の決定」を真の意味での「国民の決定」たらしめる視点があると見るべきであって、この点は、彼の次のような発言からも窺える——「厳格に民主的な意味において、最終的な決定を国民に付与する再選は民主主義原理に反するものではなく、理論的にはむしろそれを強化する……ペルー史上かつて一度もなかったことであるが、選挙が完璧に行われた場合には、人民が勝者を決定し得るのである」³⁾。

注

(1) フェレロの見解については、参照：Congreso de la República, *Diario de los Debates de la 68ª sesión del 09 de junio de 1993 de la Comisión de Constitución y de Reglamento*, Lima, なお、(2)にはページが付されていない。

(2) 九五年一月五日付法律二六四三〇号はこれらの点について規定している。同法律の内容につき、村上勇介「ペルーにおける選挙制度の史的展開一つの接近」国立民族学博物館『地域研究論集』Vol. No. 1 (一九九七年)、一三二頁、注四は「大雑把な内容」

であると述べる。同箇所では引用されている法律は二六四五二号となっているが、正確には二六四三〇号ではないかと思われる。なお、ペルーにおける客観的な選挙条件が平等でないことを指摘するものとして、参照 PANIAGUA CORAZAO, Valentin, "Reelección presidencial y legislación electoral", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), *Reelección presidencial y derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, pp.119-143.

(3) 前掲注(1)を参照。

第四章 「再選問題と「大統領中心主義」

ラテンアメリカにおいては大統領の再選が古くからの論争になるほどのテーマだとしても、憲法の民主的性格は大統領の再選禁止規定の有無によって決まるものではなく、大統領の再選は「諸要因の組み合わせ *conurrencia de factores*」によって異なった仕方で作作用するという点は、先ず確認しておかなければならない。実際、例えばペルーと同じ時期に憲法改正によって大統領の再選を規定したアルゼンティンやブラジルにおいても、大統領の再選がペルーのようなかたちで政治問題化したわけではないからである。²⁾

ペルーの独立による「君主制」から「共和制」への国家形態の選択は、国家権力が主権者たる「国民」から発するという「国民」主権原理への転換を意味していた。³⁾ この意味において、大統領の再選が終局的には選挙という場面での主権者たる「国民の決定」によるといえることは、この原理からの当然の論理的帰結である。そのような観点から、改めてペルー憲法学からの再選批判論を捉え直した場合、再選禁止を正当と見做す議論は、「国民」主権から

導かれる「民主主義」を制限するという論理的意味を持たざるを得ない。しかし、「君主制」の否定原理という規範的側面に最大の眼目が置かれていたペルーの「共和制」の下では、そもそも、そうした論理的な意味での「民主主義」が排除されていたと見るべきであろう。例えば、フェレロが「厳格に民主的な意味において、最終的な決定を国民に付与する再選は民主主義原理に反するものではなく、理論的にはむしろそれを強化する」と述べ、ベルナレスが「憲法理論的には、大統領の再選それ自体が民主主義原理に反するものではない」ことを最初に断りつつも、ペルーの憲法学からの再選批判論が、ペルー固有の歴史・政治・社会的文脈の中で展開されていたことは、その証左である。そうした固有の文脈の中で明らかになるのは、「大統領中心主義」というペルーの実態としての統治「構造」であり、ペルー憲法学からの再選批判論はそうした実態を見据えての規範論であつたと捉えられる。

以下では、大統領の再選問題をめぐるこれまでの叙述から、ペルー固有の文脈の中で、大統領の再選禁止（論）が有してきた規範的意味を探りつつ、ペルーの国家と社会に跨る「大統領中心主義」の統治構造の一端を明らかにしてみたい。それによって、そうした統治構造の中で機能する「国民の決定」のありようが照射されると思われる。

第一節 大統領再選とペルーの歴史的國家構造

「歴史的」文脈で大統領の再選問題を捉える場合、ガルシア・ベラウンデヤチリノスによって提唱された「歴史的憲法 *Constitución histórica*」論が重要である。ガルシア・ベラウンデの言う「歴史的憲法過程」ないしは「歴史的立憲主義」においては、彼自身が容器と中身と形容したように、「動くもの」と「動かぬもの」が区別される。「動かぬもの」としての「歴史的憲法」の決定的要素として、「大統領中心主義的統治への悪癖」ゆえの非連続再選が

「歴史的憲法」の重要な一構成要素とされる。彼の言う「歴史的憲法」とは、社会の形成過程の中で長期間反復され蓄積されることによって、実効的に憲法モデルを規定し、「本質的な偶発性 *contingencia vital*」を生み出してきた諸々の慣習、制度、ならびに概念を形成していったそれ自体が相互関連的な事実の総体であり、そうした一連の不变的な制度的傾向である。それゆえ、それは基本的には「現状維持的 *conservadora*」性格を有するとされつつも、一時的な修正に晒される可能性は認められている。ガルシア・ペラウンデによって「歴史的憲法」として位置付けられる非連続再選の決定的要素が「大統領中心主義」という「悪癖」であるとされるとき、そこには、歴史の実態の中で形成されてきたペルーの国家「構造」としての「大統領中心主義」が見えてくる。

他方、同じ「歴史的憲法」概念によりつつ大統領の再選を批判するチリノスは、「歴史、伝統、慣習」が「成文憲法に優位する」として、「歴史」を成文憲法の上位に措定し、前者に後者の規定性を認める。彼の言う「歴史的憲法」からも非連続再選のみが妥当なものとして導出されるのであり、第一章第二節で概観したように、これまでペルーのほとんどの成文憲法典は、確かに、この形態の再選を採用してきた。チリノスによれば、「歴史的憲法」は統治形態としての「共和制」を意味するが、終身的な国王権力と異なり、共和制下での任期 *mandato republicano* の本質は時間的に制限されていることにあり、「共和制」から導かれる非連続再選の眼目もそこに置かれている。

こうしてチリノスによれば、ペルーの歴史的経験から、任期を継続させることになる再選を容認することは、すなわち無制限の再選を認めることになり、そのことが「君主制と共和制の違いを曖昧にしてみましょう」⁹⁴。これが大統領の「王冠なき君主」化であり、彼にあつては、「共和制」という統治形態こそが歴史にかたち造られてきた「憲法構造 *edificio constitucional*」である。大統領の再選禁止はその「真の本質部分 *verdaderas piezas maestras*」を構成するがゆえに、その禁止を解くことはこのような土台を突き崩すことになり、安易に改正することはできない。⁹⁵ こう

した議論の含意は、独立という歴史的選択が意味した国家形態としての「共和制」によって、そこからの乖離を惹起するおそれのある大統領の再選を禁止することは、むしろ「共和制」からの規範的要請という点にある。

以上のように、同じ「歴史的憲法」概念によるとはいえ、ガルシア・ペラウンデが「歴史的憲法」に一定のダイナミズムを認め、そこでは「大統領中心主義」として捉えられる「歴史的國家構造」の側面が強く看取されるのに対し、チリノスの議論からは、むしろその規範性を強調することによって、「共和制」を根柢に非連続再選の妥当性が導き出されている。このような「歴史」の引照によって規範と実態を説く議論は、ペルーには、クーデタや政変によって憲法典の変転が繰り返される憲法史的背景があるだけに、大統領の再選問題を固有の歴史的國家構造ないしは憲法構造全体の在り方の問題として捉えなければならないという視点を提供する。

こうして、大統領の再選問題によって捉えられる國家の規範と構造という二つの側面——すなわち、ペルーが歴史的にあるべき國家構造として規範化してきた「共和制」と、実際にかたち造られてきた実態的國家「構造」としての「大統領中心主義」——から「憲法」を捉えることは、改めて、植民地という支配形態によって支えられていた「君主制」とそこからの独立によって獲得した「共和制」との間の國家形態の次元での規範的断絶性と、國家の実体を成すはずの社会における実態的連続性という、ペルーに固有の問題性をどのように捉えるかという問題へと帰着するだろう。既に若干指摘したように、独立前の「君主制」において、國王の「分身」としての「副王」の権力行使は、実は、絶対無制限なものではなく、それを取り巻く植民地行政組織（アウディエンシアやインディアス枢密会議）によって制限されていた。そうだとすれば、「大統領中心主義」の統治構造は、独立を契機とする國家形態の変更と、にもかかわらず存在し続ける社会の実態的構造の連続性との両面側から捉えなければならないだろう。要するに、「歴史的憲法」論による再選批判論は、歴史的にかたち造られてきた実態としての國家構造が「大統

領中心主義」として存在するがゆえに、これに対して規範化されてきた「共和制」から非連続再選の正当性を説く
と見てよいだろう。それは一見、「国民の決定」としての「民主主義」の制限という論理的外観を有するもののよう
に思われるが、逆に言えば、歴史的にかたち造られてきた「大統領中心主義」という国家の実態的側面についての
認識を背後に持つからこそ、そこでの「国民の決定」によって実質的にもたらされる危険な効果に慎重であるとも
言えるのである。このことの意味は、次節で取り上げるように、社会構造の実態から捉えられた大統領権力の複合
性を明らかにすることによって、より一層明確になると思われる。

注

- (1) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, "La reelección presidencial y la responsabilidad del Parlamento", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (coordinador), *Reelección presidencial y derecho de referéndum*. Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, p.91.
- (2) アルゼンティン(九四年)およびブラジル(九七年)で再選を可能とする憲法改正がおこなわれたが(第一章、第二節、注(9)、いずれの場合にも、ベルーの「三選」問題のようなコンティヌイスマティック的憲法政治現象が生じたわけではない。
- (3) 一八二二年政体基礎法二三条は、「主権は本質的に国民(国家、*nación*)にある。すなわち、国民はスペイン君主および他のいかなる外国からの支配からも独立しており、いかなる人物および家系の財産となりえない」と規定していた。また一八二三年憲法も、同様の主権規定を設けていた(三三条)。
- (4) Congreso de la República, *Diario de los Debates de la 68ª sesión del 09 de junio de 1993 de la Comisión de Constitución y de Reglamento*, Lima, なお、()にはページが付されていない。
- (5) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, con la elaboración de OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto, *La Constitución de 1993 (análisis y com-*

- (6) *parado*, Constitución y Sociedad ICS, Lima, 1996, p.470. ベルナレスの見解については、前出の第三章第一節(1)を参照。
- (6) ガルシア・ベラウンデおよびチリノスの「歴史的憲法」論については、前出の第三章第一節(1)を参照。また、同じ「歴史的憲法」という用語を異なる意味内容を込めて使う論者もある。例えば、参照、PLANAS SILVA, Pedro, *Democracia y tradición constitucional en el Perú*, Editorial San Marcos, Lima, 1998, pp.41-50；PLANAS SILVA, Pedro, *Nuevas tendencias del derecho constitucional en América Latina*, Universidad Católica de Santa María Facultad de Ciencias Jurídicas y Políticas, Fundación Luis de Taboada Bustamante, Arequipa, 1999, pp.21-68. プラナスは、ペルーないしラテンアメリカが類型論的には米国を範型とした「大統領制」を採用しているとするこれまでの「通説的理解」に対して、ペルーには既に一八五六年以降内閣が設けられ、内閣の対議会責任、議会による國務大臣の召喚権、あるいは大臣不信任決議などの「純粹な大統領制」には存在しないはずの制度を有してきた点に着目する。彼によれば、そうした「ラテンアメリカ型大統領体制」の本質的要素を成すそれらの諸制度が「歴史的憲法」である。
- (7) GARCÍA BELAUNDE, Domingo, “La reelección presidencial y la Constitución histórica”, en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), *op. cit.*, pp.37-40 y 46-47.
- (8) こうした憲法の捉え方については、さしあたり、参照、浦部法穂他編『いま、憲法字を問う』（日本評論社、二〇〇一年）三九—四〇頁「森英樹発言」。
- (9) CHIRINOS SOTO, Enrique, *Cuestiones Constitucionales 1933-1990*, Fundación M.J. Bustamante de la Fuente, Lima, 1991, p.263.
- (10) CHIRINOS SOTO, Enrique, *op. cit.*, p.261.
- (11) 前出の第一章第一節注(19)、(20)、ならびに(21)を参照。

第二節 大統領権力の複合的構造

「歴史的憲法」論は、ペルーにおける大統領の再選問題を、歴史的に形成されてきた「共和制」と「大統領中心主義」という国家の規範構造と実態構造との関わりで捉えるべきことを示す点で重要である。しかしながら、そこから、再選の容認がいかにして「王冠なき君主」化を招来するのか、つまり、任期の「連続性」を認めることが、どのようなにして権力の「永続化」へと転化するのかが見えてこない。そうした限界にもかかわらず「歴史的憲法」論が説かれることの意味は、この点を明らかにすることなしには理解し難いだろう。

既に見たように、国家構造の実態としての「大統領中心主義」が歴史にかたち造られてきたものであるとすれば、大統領が有する政治権力が国家の実体における社会経済権力とどのように関係しているのか、換言すれば、大統領権力の形成および変質の過程も、歴史的に存在してきた実態的社会構造との関わりの中で捉えられなければならない。近年、ペルーの憲法学においても、統治形態に関する考察は大統領に政治権力が存在するという実態論的認識からアプローチすべきとする見解が見られるが、ここではそうした認識を共有しつつ、権力の人格化と永続化によって特徴付けられる大統領の政治権力の性向と、それを支え規定付けるものとして社会経済権力を生み出している社会構造としての「階層性」に着目してみたい。

(一) 大統領権力の性向——権力の人格化と永続化

ペルーにおいて再選が問題となるのは、それが大統領の再選に限ってのことであるという点は重要である。再選禁止を正当化する論拠の一つに「大統領権力の性向」としての人格化と永続化が指摘されるが、これらは、大統領

の政治権力の性格が「大統領中心主義」を構成するという意味において、看過してはならない点ではある。

「条件付き」再選容認論を展開したフェレロは、「人間は本質的に権力を保持しようとする生来的性向があり、長期化すればするほど権力を腐敗させるとされるが、それは人間が悪だからではなく、多くの場合、取り巻きに囲まれ自己批判を行うことがなくなり、ひいては自分に代わり得るものはいないと信じこむに至る」(傍点は引用者)として、人間と権力の属性的関係から述べる。そしてそれによって、長期的には無制限の再選によって惹起される独裁を阻止することを困難にすると言う。チリノスもまた、再選によって自分自身を引き継いでいくことが可能となるような大統領に存在する権力は、「瞬く間に個人的権力へと変わる」(同)として、大統領権力の人格化を危惧する。しかしながらフェレロの説くように、権力保持という「人間の生来的性向」や「取り巻きに囲まれ自己批判を行なうことがなくなるとの人間の本質論から再選禁止を正当化する見解からは、大統領の再選が孕むペルー固有の問題性を汲み取ることではできない。それは、およそ権力保持者一般に言い得ることであり、ペルーないしラテンアメリカに固有のものと言えないからである。

大統領権力の人格化については、植民地時代の副王との類似性とペルー社会の性格から説明される。前者について言えば、例えば、「我々の性質上の欠陥とペルーに深く根付いている社会的悪癖ゆえに、副王を取り巻いていたのとまったく同じ外見的絢爛さと副王時代と同一の隷属状態と服従の空気が、今日、国家元首を取り巻き、植民地時代の華やかさが息を吹き返しつつある。」(傍点は引用者)と指摘されるが、そうした「欠陥や悪癖」をペルーにおける「大統領制」に適合的な社会的要因として見るパレハ (PAREJA PAZ-SOLDÁN, José) は、ペルー社会の家長的性格や、権力を一人の人物に体现し人格化するという点から説明する。第一章第一節で述べたように、ペルーにおける大統領が、「共和制」という第一段階の選択に伴って必然的に導入され、「忌まわしく、単独で統治す

る者であるとりわけ王を彷彿させるもの」として捉えられていた大統領の歴史的な性格からすれば、ペルーにおいては、そもそも、「君主制」の否定原理としての意味を持つはずの「共和制」の内に共和国大統領の権力の人格化は組み込まれていたと言えるだろう。そうであるだけに、そうした人格化された権力を有する共和国大統領の再選は、益々「王冠なき君主」をもたらす危険性を増大させる意味を持つことになる。

第二章第一節で取り上げたパニアグアの「コンティヌイスマ」論は、権力の永続化というもう一つの大統領の権力的傾向を危惧する観点からの再選批判論である。彼の定義による「コンティヌイスマ」とは、「再選禁止規定の下で選出された者の長期政権化であり、事後的に選出時に定められていた延長不可能な制度を超えて権力の維持を取り繕う法形式を強要する」。したがって、憲法上明白な再選資格を与えられた米国の「再選制」とは似て非なるものであり、特殊ラテンアメリカ的現象とされる。あからさまな事実上の権力行使ではなく、あくまでも一つの「法形式」を纏って「強要される」点に特徴がある。パニアグアはまた、「コンティヌイスマ」が不正、腐敗、専制主義、権力の濫用といった概念と密接不可分である点も指摘する。確かに、パニアグアの「コンティヌイスマ」論は、権力の永続化現象の形態を「法形式」として説明しながらそのイデオロギー性を暴露する点では有効と言えるだろうが、むしろ問題は、どのようにして権力の永続化が可能となるのかである。それが特殊ラテンアメリカ的と言いつ得るためには、——それが米国の「再選制」とは大きく異なるのであればなおさらのこと——何故に大統領権力が永続化する傾向を持つのかについての因果関係を客観的に明らかにする必要がある。

この点に関してプラナス (PLANAS SILVA, Pedro) は、権力の人格化が民主制度構築の阻害要因になることを強調する文脈で、「我々のような社会においては、ある一定の目に見えない物理的ないしは心理的と言え重力的によって、共和制的諸制度の構築、そして——必要不可欠の補完物として——それを強化するというその後の努力

は、権力の個人的輪郭において一定の自己制限 *cierta dosis de auto-limitación en los perfiles personales del poder* を要求する⁴⁴ (傍点は引用者) と述べる。ここでも、問題は、「目に見えない物理的ないしは心理的とさえ言える重力」がどのようにもたらされているのかという社会構造にあると言わなければならない。

以上の議論には、「君主制」とのアナロジーで捉えられる共和国大統領を守護神ないし救世主(メシア)と見るペルー社会の文化的性格からすれば、権力の人格化はそうした社会がもたらす権力的傾向であり、共和国大統領に保護者としての統治者像を見る社会の性格は、その保護者としての性格が強ければ強いほど、その永続化を求めることが示されていることが窺える。したがって、ここでは共和国大統領という性質ゆえに権力の人格化や永続化が不可避であるとしても、問題は、そうした権力的傾向がなにゆえにもたらされるのかという点にある。ペルーの共和国大統領が「君主制」からの実態的連続性を有するのだとすれば、そこには、大統領の権力的傾向をもたらずペルー固有の社会構造が存在していると思わなければならないだろう。共和国大統領の権力が人格化と永続化の傾向を持つがゆえに再選を禁止すべきだという議論の文脈からは、そうした社会構造は浮き彫りにならない。そこで次に、そうした権力的傾向をもたらず「大統領中心主義」を社会構造の実態的性格から捉えてみたい。

(二) 「大統領中心主義」と階層化された社会構造

大統領の権力的傾向の基盤としての社会構造のありようを明らかにしなければ、先に見た大統領の権力的傾向を規定する構造は見えてこないし、大統領という地位を有する憲法体制が、実態においてどのように機能するのかという「大統領中心主義」の全体像も明らかにならないだろう。

しかし、こうした方法論に対しては、規範を過小評価し数値をより優先する「政治史」(傍点は原文がイタリック)

ク)でも、方法論的には政治舞台の登場人物を社会経済的に階層化して捉えることを眼目とし、そのような階層化から結論を引き出す「政治社会学」(同)からのアプローチでもなく、憲法学固有の評価的、規範的、制度的観点が必要であるとし、憲法構造の機能および政治の独立的作用 *autonomia del ejercicio de la política* を強調する見解がある。¹³³⁾ 確かに、国家権力は制度的には実定憲法典によって公的には編成されているとしても、その実体は社会経済権力から全く独立して無関係に存在していると考えられるわけにはいかない。しかもそうした規範的・制度的アプローチの独立性を強調すればするほど、既に一九世紀の初頭には独立を達成し、近代憲法に倣った国家形成を目指したペルーないし広くラテンアメリカにおける憲法規範の変動を動態的に捉えることは困難となる。ペルーの歴史的国家構造を掴み出す固有の文脈からすれば、「大統領中心主義」の統治構造の実体を成してきた社会の実体構造には、やはり目を向けなければならないだろう。植民地時代の君主(副王)の権力は、実際には、種々の要素によって制限され規定付けられていたのであり、共和国大統領の中にそうした「君主制」からの実態的連続性を見ようとするのであれば、この点は一層重要であると思われる。

統治構造としての「大統領中心主義」を支えるペルー社会は、一般に、広く植民地時代からの「遺制」としての民族的含意を持つ「階層性 *estratificación*」によって特徴付けられるが、それは歴史的には、上層の支配層(歴史的には現地生まれのスペイン人およびその末裔であるクリオーリオであった)と下層に位置付けられる被支配層(混血 *メステイソ* および先住民を主たる構成員とする)から成る「二元化社会 *sociedad dualista*」である。独立以来、外国資本と結びつくことによってペルーの内外の架橋としての役割を担ってきたエリート支配層は、一方では、その脆弱性ゆえに欧米資本主義からの支配を可能とし、その国内的下支えとして機能してきた。他方で、社会の「階層性」を統合する利害対立の調整能力を備えておらず、対外的搾取の構造を対内的に固定化し、ペルー社会の排除の

構造をかたちづくっていた。

そうした特徴を有する社会構造の中での「大統領中心型統治体制」の規範構造は、一方では、「統合」機能を期待されるものとしての大統領（国民Naciónを体现するとの規定はその典型であろう）を持ちながら、他方では、エリート支配層の個別・特殊利害を貫徹するものとして実態的に機能してきた側面があると言えるだろう。そうした把握が可能だとすれば、「大統領中心主義」の中での大統領権力とは、上層が独占していた社会政治権力の公的表現として、政治権力と社会経済権力から成る複合的な性格を有すると見ることが可能となる。ここに、共和国大統領の権力の永続化が、一方ではそれを「保護者」と見る社会の性格ゆえに、他方では社会経済権力からの利害貫徹という社会の実態構造による機能によってもたらされる要因があると言えるのではなからうか。こうした権力構造は、「君主制」における副王のそれにも見られるのであり、この意味でここにも「共和制」における「君主制」からの実態的連続性が看取されるのである。

ペルーにおいて、大統領と副王との類似性から「大統領中心主義」を説明するという手法は一般に行なわれていると言えようが、それを社会的側面との関わりにおいて捉える見解はそれほど多くはない。例えば、ペルーは米国を範型とする大統領制 *regimen presidencial* を採用しており、現代の複雑な諸問題に対応するためには、効率的、迅速、同質的な機関が必要であり、それゆえ大統領制の強化を説くパレハは¹⁵、その理由を「大統領こそ、国民が認め、付き従う人物であり、また軍部の指揮権も彼にある」¹⁶点に求める。そうした大統領制は、「権威と効率を持ち併せた統治を容易にし、権力の濫用を阻止しえない場合には、一人の首長あるいは時として一人のカウデイリョに統治を固定化することによって、統治の不能性を回避する」と述べる¹⁷。そして、ペルーにおける大統領中心型統治体制の導入に有利に働く社会的要因として、彼は次の二つの傾向を指摘する¹⁸。第一に、政治的・家長主義 *paternalismo po-*

Illico、権力を一人の人物に体现し encarnar (「擁護者としての為政者という神話 el mito del gobernante protector」)、
 権力を人格化し、米国においてさえそうであるような、一つの制度以上に一人のカウデイリヨへの信頼を与える傾
 向であり、第二に、選挙での勝利が大部分の場合、候補者を擁立する政党の理念や政策と同程度かそれ以上に個人
 の資質に依存する傾向である。

他方で、パレハの主張をヴェーバー流の支配者のカリスマ性に依拠しているとし、——「補足的に、かつ行政府
 の強化の必要性という点とはまったく無関係に」と断った上ではあるが——ルビオとベルナレスは、「大統領中心
 主義」への傾向を「社会的階級の脆弱性」と「その差異化と承認の未完のプロセス」によって説明する。すなわち、
 そうした特徴をもつ社会においては、「選挙の際に、政党の理念と政策が指導者やカウデイリヨほど重視されない
 ことは当然であり」、「諸利害の体制内化および階級意識が弱いため」、国民統合という一般的かつ抽象的なスロー
 ガンの下に、対立する利害を有する社会セクターが接合するようなポピュリスト的色彩 arrastres populistas を容易に
 することから生じる」(傍点は引用者)と述べる。

階層性を本質とするペルー社会の特徴からすれば、パレハの指摘は、パトロン・クライアント (patron-cliente) 関
 係に見出される人格的主従関係を「大統領中心主義」の好適条件と見做して、ペルー社会における「大統領制」の
 適合性を導き出している。これに対し、ルビオとベルナレスの見解からは、「諸利害の体制内化」と「階級意識」の
 脆弱さが、「国民統合」というスローガンによって、——社会の生産関係において自らの歴史的・社会的使命を自覚
 し、それを実現しようとする意識を持つているという意味での階級ではなく——社会経済的地位を基準に構成され
 る「階層」によって規定されるはずの諸利害の非和協的性格までも希薄化することを可能にしていると捉えること
 ができる。

こうして、歴史的にかたち造られてきた「大統領中心主義」の統治構造は、それを実態的に規定する社会の「階層性」とも無関係でない点が明らかになるだろう。共和国大統領の地位には、社会構造を規定する「階層性」ゆえの統合という規範的機能の側面と、「階層性」ゆえに可能となる特殊利害の貫徹という実態的機能の側面からの理解が必要であるように思われる。

注

- (1) RUBIO CORRA, Marcial. *Estudio de la Constitución Política de 1993 (Tomof)*. Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú. Lima, 1999, p.18. これまでのペルー憲法学においては、成文憲法典が規定する諸制度から大統領制か議院内閣制かといった類型化をめぐる統治形態論が盛んに行われていたが、この点について、ルビオは「あるべき政治体制の最終的な形態についてのあらゆる省察は、政治権力の所在について言及していなければならない」と述べる（*Ibid.*）。そして統治構造について見る場合、そのような形式的制度は「決定要因」ではなく（*op. cit.*, p.23）、権力行使という観点からの考察の重要性を強調する。
- (2) Congreso de la República. *Diario de los Debates de la 68ª sesión del 09 de junio de 1993 de la Comisión de Constitución y de Reglamento*. Lima, なお、(1)にはページが付されてない。
- (3) CHIRINOS SOTO, Enrique. *Cuestiones Constitucionales 1933-1990*. Fundación M.J. Bustamante de la Fuente. Lima, 1991, p.263.
- (4) 前出の第一章第一節注²³を参照。
- (5) パレハの所論については後で取り上げるが、ここでは大統領権力を人格化するのがペルー社会の性格として語られていることを確認することが重要である。
- (6) この点に関しては、前出の第一章第一節を参照。

- (7) GARCÍA BELAUNDE, Domingo, "La reelección presidencial y la Constitución histórica", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), *Reelección presidencial y Derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, pp.42-43.
- (8) また二〇世紀に入ってからの実定憲法でも、大統領が国民 Nation を代表（＝擬人化）する personifica a la Nación 旨の規定が設けられており（一九三三年憲法一三四条、一九七九年憲法二〇一条、一九九三年憲法二〇一条）、大統領という地位には、国民をその人格において体现することが要請されているとも言えるのである。
- (9) PANIAGUA CORAZAO, Valentín, "Reelección presidencial y Legislación Electoral", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (coordinador), op. cit., p.121.
- (10) この点に関して第二章で概観した政治状況を想起されたい。一九九三年憲法下の再選制は「自主クーデタ」後の新「憲法」という法形式によって制度化され、フジモリの「三選」は九六年の「有権的憲法解釈法」という「法律」の形式によって制定された。したがって、九五年以降の「第二次」フジモリ政権下での「三選」をめぐる現実の政治は、ペルーにおいて再選を認めることが権力の長期化傾向をもたらす「コンティヌイスマ」の展開過程として捉えることができる。そしてそこでは、「法治国家」も「民主主義」も後景に退けられることになる。
- (11) PANIAGUA CORAZAO, Valentín, op. cit., p.122. また CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., p.265 も、「再選は個人の権力を助長する」として、それが同時にデマゴギーや専制主義へ墮すと述べる。この点で、「三選」を成し遂げたかに見えたフジモリ政権の二〇〇〇年一〇月の崩壊が、大規模な軍部による組織的汚職事件の発覚が引き金になったことは象徴的である。
- (12) PLANAS SILVA, Pedro, "Autoritarismo y autoelección en nuestra historia constitucional", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), op. cit., pp.53-85.
- (13) PLANAS SILVA, Pedro, op. cit., p.55.
- (14) ペルーの社会構造上の特質については、とりわけ次を参照。BOURRICAUD, François, *Poder y sociedad en el Perú*, IEP e Instituto

- Francés de Estudios Andinos, Lima, 1989, pp.9-151; COTLER, Julio, *Clases, estado y nación en el Perú 6ª edición*, IEP, 1992, 後者によれば「ペルーにおける支配の社会的諸関係は民族的性質の強い色彩 un fuerte ingrediente de naturaleza étnica を帯びたものである」(Cf: COTLER, Julio, op.cit., p.388.)。
- (15) レーウエンシュタインにならうてペルーの大統領体制を「新大統領制 neopresidencialismo」と見なす社会学者マヤ・デ・ラ・トーラ (HAYYA DE LA TORRE, Agustín) は、今世紀初頭の憲法学者ウィリヤラン (VILLARÁN, Manuel Vicente) やペラウンデ (BELAUNDE, Victor Andrés) などの「保守主義者」等は、大統領制の中に「権力行使の最も完全な表現」のみならず、「我々の歴史的発展の最も高尚な政治的表明」までも見出すものであるが、パレハの主張はこのような見解を極端にしたものであると位置づけ (Cf: HAYYA DE LA TORRE, Agustín, "El neopresidencialismo en el Perú", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), op. cit., p.146.)。また彼は「生起する問題を合理的に解決することは不可能になっているのが大統領中心主義の性格である」(op. cit., pp.145-146.)。大統領制を支持するペラウンデの見解については、参照: BELAUNDE, Victor Andrés, *Obras Completas V Peruvianidad*, Comisión Nacional de Censurario, Lima, 1987, pp.377-378.
- (16) PAREJA PAZ, SOLDÁN, José, *Derecho Constitucional peruano y La Constitución de 1979*, Ediciones y Distribuciones E.I.R.L., Lima, 1981, p.205.
- (17) *Ibid.*
- (18) PAREJA PAZ, SOLDÁN, José, op. cit., p.207.
- (19) RUBIO CORREA, Marcial, BERNALES BALLESTEROS, Enrique, *Constitución y Sociedad Política (3ª edición)*, Mesa Redonda Editores S. A., Lima, 1988, pp.373-374.
- (20) *Ibid.*
- (21) ランカスターは「参照: BOURRICAUD, François, op. cit., p.12.

第三節 「大統領中心主義」と「民主主義」の連関

ペルーにおける再選問題は、「君主制」からの実態的連続性を帯びた共和国大統領を中心とした統治構造の「悪癖」ゆえに、ペルーの憲法学からはそうした実態的な国家構造における再選を批判しなければならなかった。そしてそれは、その「悪癖」によって人格化および永続化する性向をもつ大統領の政治権力が、実は「階層性」を基軸としたペルーの社会構造における社会経済権力との複合的な構造を成し、大統領の権力性向はそのような構造によってもたらされているという社会的実態が背景にあってのことである。

そうした社会構造の中で語られる再選の正当化および批判のいずれの根拠としても「民主主義」が援用されたが、いずれの「民主主義」においても、その本質は「国民の決定」という主権行使の契機にある。ペルー憲法学からの再選批判論が、共和国大統領の歴史的な性格を規定する社会構造の実態的連続性を見据えてのものであるとすれば、そこで言われる「民主主義」には、そうした固有の文脈に規定されたペルー独自の「国民」主権原理のありようがあると言わなければならない。

フジモリ与党によって提起された「国民の決定」論は、「賢民観」と「権利・自由」の二つを論拠としていたが、「有権的憲法解釈法」をめぐるレフエレンダム頓挫の例によって示されたように、現実の政治状況の中で、結局、それは与党の長期政権化の政治的意図を隠蔽するというイデオロギー的性格を顕にせざるを得なかった。そもそも、客観的には計測不可能なはずの「国民」の（賢明さや愚鈍さといった）「民度」によって「決定」主体としての

「国民」の正統性を確保しようとする自体、極めてイデオロギー性の強いものであった。また「権利・自由」として提出された「国民の決定」論も、「大統領中心主義」の実態からすれば、同様の性質を有していたと言わなければならない。ここでは、「民主主義とは自由であり、再選を禁止することは国民からこれらの自由を奪うことである」とされ、あるいはまた、「一人の候補者を排除することによって選挙民の選挙権を制限することはできない」と述べられていた。しかし、ペルーの選挙においては、そもそも、そうした「決定」の「自由」や「民意」の歪曲という「権利・自由」の侵害が行なわれているという実態からすれば、この「権利・自由」論もそうした実態を隠蔽するものであった。すなわち、ペルーでは選挙のたびごとに、選挙権を持たない軍人・警察官⁵⁾によって投票の集計結果が操作されるという事態が発覚したり、選挙での敗者は選挙実施後に「不正」があったとの批判をしばしば行うという実態があるが、このことは、ペルーにおいて未だ「選挙」という民主的手続の正当性が確立してないことを示している⁶⁾。それゆえ、ペルーのみならずラテンアメリカにおいては、大統領選挙や議会選挙のたびに主として米州機構から派遣される選挙監視団によって選挙の正当性を確保しなければならない。フェレロが述べたように、「…ペルー史上かつて一度もなかったことであるが、選挙が完璧に行なわれた場合には、人民が勝者を決定し得るのである」⁸⁾あり、こうした実態が「大統領中心主義」からの帰結だとすれば、そもそもそうした権力は民主的正統性を持つことができず、そこでの「国民」主権原理は単なるイデオロギーへと転化するだけである。

ペルー憲法学からの批判論の中で、大統領の再選問題を「民主主義」との関わりで論じたのはベルナレスであるが、彼は、「民主主義」の本質に「権力者交替の原則」⁹⁾を据える。ここでは、「大統領中心主義」における「国民」主権原理の実態的機能が意識されていることは当然であるが、だからこそ彼の言う「民主主義」は「共和制」原理から規範的に導き出されるのである。彼は、独立当時の共和派の理論を「君主制は独立によって排除されたはずの

緣故主義 nepotismo に酷似し、無制限の任期を持つ君主は、達成された自由、および権力内の定期的な交替を伴った国民の政府の役職 funciones del gobierno de la nación を選出し自らも選出され得るといふペルー市民の権利とは両立し難い¹⁰⁾（傍点は引用者）ものとして説明し、次のように述べる——「共和制および一定の定められた期間に大統領という役職によって統治権力を引き受ける市民の二つを選択するということは、独立した主権国家としてのペルーの形成そのものの中に存在するものであり、他方では、権力担当者の交替はこのような国家形成のアイデンティティ identidad fundadora を成しているのである¹¹⁾」。こうしてペルナレスは、ペルーの「共和制」原理から導き出される自由や平等といった価値を保障するために、「共和制」における「民主主義」の本質を「権力担当者の交替」と捉え、そうした「民主的共和制」¹²⁾をあるべきペルーの国家規範とするのである。ボレアも、「共和国内における統治の問題において再選を認めることは、（現職大統領に代わる——引用者）代替可能な人物がいまいことと認めること¹³⁾」であり、それは一つの国家 acción およびその構成員に固有の自己評価とは相容れない不平等性を容認することになると述べていた。ここでも長期政権化をもちたらず統治の実態が念頭に置かれており、そうした「試みが社会の構成員の自由かつ多元的な共存を損ねることがないように、社会自体が規範的に制限することが賢明¹⁴⁾」であるとする。

ペルナレスによれば、ペルーの社会構造によって規定されている権力的人格化および長期化をもちたらず「大統領中心主義」の統治構造において、大統領の再選は、「市民意識 conciencia cívica を麻痺させ¹⁵⁾」、ひいては「政治を一つの選択肢に制限し、次世代にとっては政治的責任を引き受ける可能性を遅らせ、当該国のその他の選択肢に対して政治を凍結するという最大の不都合¹⁶⁾」を誘引する。ここには、自由や平等の保障のために、「任期の制限」によって「権力担当者の交替」を規範的に確保することが「共和制」からの要請であることが窺える。「権力担当者交替の原則」を「民主主義」の本質とする理論の背後に、ペルーが、「君主制」からの実態的連続性の中で捉えられる「大統領

「大統領中心主義」の統治構造に対して、歴史的に規範化されてきた「共和制」による統治の方向付けという含意を読みとることは可能だろう。「政治的責任」を自覚した「市民」によって、多種多様な選択肢の中から政治をおこなっていくという意味でのペルーの「共和制」における「国民の決定」は、そもそも「権力担当者の交替」が前提とされた「権利・自由」という性質のものであり、そのような概念規定を持った「国民の決定」こそが「共和制」原理の下での「民主主義」として捉えられているのである。チリノスが「人民の意思」によることの正当性を説きながら、「人民が主権者であり、人民には自分の好む者に投票する権利があるというだけでは問題は解決されない¹⁷」と述べたことの意味は、こうした文脈から理解されるだろう。「大統領中心主義」の統治構造において、明確な概念規定を持たない「民主主義」は、独裁や権威主義を正統化する機能しか果たさない。ペルーにおける「国民の決定」がそうした性質を今なお持ち続けている点に、ペルーにおける「民主主義」は、そもそも、憲法原理としての「民主的共和制」によって内容的に規定付けられているものとして捉えるべきであると強調されることの規範的意義があると言えるだろう。

注

- (1) 与党の「国民の決定」論については、前出の第二章第二節□を参照。
- (2) 前出の第二章第四節□を参照。
- (3) Congreso Constituyente Democrático, *Diario de los Debates de la 68ª sesión del 09 de junio de 1993 de la Comisión de Constitución y de Reglamento*, Lima, なお、□にはページが付されていない。
- (4) *Ibid.*

- (5) 一九九三年憲法三四条は、「国軍および国家警察の現役の構成員は、選出することもされないこともできない。その他の権利制限 *inhabilitaciones* は存在せず、また新たに設けてもならない」と規定する。
- (6) フジモリが二〇〇〇年四月の大統領選挙に立候補する前から、与党による不正の可能性が言われていた。例えば、*QUEHACER* (#118) に掲載された二つの論考——「始動中の不正」と「選挙不正の理論へ向けつ」(PANIAGUA CORAZAO, Valentin, “El fraude en marcha” y RONCAGLILOLO, Rafael, “Para una teoría del fraude electoral”, DESCO, *QUEHACER* (#118, mayo-junio), Lima, 1999.) ——を参照。
- (7) この点に関して、二〇〇〇年の大統領選挙における問題点について筆者の見解を表したものとして、参照、拙稿「ペルー大統領選挙から何を読みとるか」『法学セミナー』(二〇〇〇年九月号)、五七—五九頁。
- (8) 第三章第二節注(1)を参照。
- (9) 前出の第三章第一節(1)を参照。
- (10) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, “La reelección presidencial y la responsabilidad política del parlamento”, en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), *Reelección presidencial y derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, pp.95-96.
- (11) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit., p.96.
- (12) ペルー一九九三年憲法四二条は、「ペルー共和国は民主的かつ社会的な、独立した主権国家である」と定める。
- (13) BOREA ODRÍA, Alberto, “Introducción”, en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), p.17.
- (14) BOREA ODRÍA, Alberto, op. cit., pp.17-18.
- (15) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, “Estructura del Estado y modelo político en la Constitución de 1993”, en *Constitución de 1993 análisis y comentarios II (Lecturas sobre Tomas Constitucionales II)*, Comisión Andina de Juristas y Konrad-Adenauer-Stiftung, Lima, 1995.

p.104.

(16) BERNALES BALLESTEROS, Enrique (1995), op. cit., pp.104-105.

(17) チリノスの見解については、前出の第三章第一節(一)を参照。

おわりに

以上の考察から、ペルーないしラテンアメリカにおいては、何故に大統領の再選が問題になるのかという地域的な固有の文脈が多少なりとも理解されるであろう。一九世紀初頭の独立によって、「国民主権」や「権力分立」といった「近代型憲法」の諸原理を採用したペルーないしラテンアメリカにおいては、「近代」によって否定されたはずの様々な「遺制」が存在し続け、そのような実態を規制するものとして様々な統治原理が必要なのであった。ペルーにおける大統領の再選問題は、そうした規範と実態の相克が顕在化する一つの好個の事例であると言えようが、本稿によって明らかになったのは「大統領中心主義」の一端であって、そこには次のような規範的および実態的構造を看取できるだろう。

国家形態としての「共和制」原理の採用と同時に導入された「共和国大統領」は、規範的には「君主制」から「共和制」という国家形態レヴェルでの断絶を伴いながらも、「独立」以前の「君主制」からの連続性の中で捉えられる実態としての「大統領中心主義」の統治構造を内在的に含む性質のものであった。その意味で、ペルーにおける大統領の再選問題は、「共和制」と「大統領中心主義」のせめぎあいの中で生じる規範と実態の相克の典型として、共

共和国大統領に固有の問題であると言えるだろう。「共和制」や再選禁止を論拠とした「歴史的憲法」概念からの再選批判論は、一方で、国家形態から捉えられる規範と実態との関係を明らかにし、「王冠なき君主」化をもたらす共和国大統領の再選禁止があり得る独裁や専制を防止するという規範的意義を有していることを示すが、他方で、実態としての国家構造が「大統領中心主義」の傾向をたどるとしても、どのようにして「王冠なき君主」化がもたらされるのかを明らかにできないという限界を有する。にもかかわらず「歴史的憲法」論が主張される背景には、共和国大統領の政治権力が社会経済権力によって規定されているという「大統領中心主義」とそれを支える社会構造との複合的構造が存在することによると言わなければならない。共和国大統領の権力的性向からの再選批判論は、その根拠をベルー社会の政治的家父長主義や権力を人格化する「政治文化」の存在に求めるが、そのような権力的性向自体、ベルー社会を特徴づけ「排除の構造」を本質とする「階層性」によってもたらされている側面を看過してはならない。実定憲法上、共和国大統領に付与された「国民 Nation」全体の統合機能は、そうした「階層性」を内に含む社会構造ゆえであるとしても、実態的には、「上層」に属する社会経済権力支配層の利害を表出するものとして機能し、大統領権力の永続化傾向は、そうした構造に規定されているとも言える。このように、「大統領中心主義」の統治構造はそうした「階層性」に規定される大統領権力の複合的な構造によってかたち造られているのであり、「国民民主権」原理の下で、階層化された社会が「排除の構造」を内在的に持つものであれば、一般的・抽象的に措定された「国民」の決定は、「上層」によって実質的に行なわれる決定を「国民」の名によって正統化する機能しか持ち得ない。

こうした歴史的背景と社会構造によってかたち造られるベルーの「共和制」と「大統領中心主義」の相克の中で、「国民の決定」という一見当然の「民主主義」のありようは、大統領の再選問題をめぐって異なる定式化を持つ

のとなる。フジモリ与党が提起した「国民の決定」論は、現実の政治状況の中でそのイデオロギー性を暴露したが、他方でペルーの憲法学の再選批判論も「民主主義」の名によって再選禁止を正当化していた。そこでは、「君主制」の否定原理としての「共和制」から規範的に導かれる「権力担当者交替の原則」すなわち「任期の制限」こそが「民主主義」の本質とされ、「国民の決定」の契機は、そもそも、そうした「共和制」に適合的な価値によって概念規定されたものとして提起されている。なぜならそこでは、実態としての「大統領中心主義」の中で明確な概念規定を持たない「民主主義」は、「共和制」にもっとも敵対的な「王冠なき君主」たる独裁や専制を正統化するという「国民」主権原理の矛盾が強く意識されているからである。

さて、本稿の冒頭で述べたように、以上の考察は統治機構に関する他の理論的可能性を探る前提的作業として位置付けられているとはいえず、本稿で、ペルーにおける「大統領中心主義」の統治構造の全体像が明らかにされるわけではない。本稿で取り上げたフジモリ政権が誕生した九〇年代は、グローバル化の中で国際環境も大きな転換を迫られ、そうした時代状況によって規定される「第三世界」あるいは「途上国」が抱える固有の問題性も考慮に入れなければならないだろう。この意味において、同政権下で生じた大統領の再選問題には、再選への権力的性向を対外的に規定付ける要因も無視し得えないのであり、このことは、「大統領中心主義」の「現代的」ありようまでも射程に入れた考察の必要性を示している。こうした観点から、以下では、今後明らかにすべき課題を提示し、本稿の締めくくりとしたい。

「大統領中心主義」の統治構造全体を明らかにするためには、それを実質的に規定付ける社会経済権力構造を「現代的」文脈の中で把握しなければならない。グローバル化による新自由主義的経済政策の拡大は、終始フジモリ政権を規定し続けた要因であり、そうした経済政策を徹底的に実施した同政権下において、社会経済権力との関係は

極めて微妙な問題であった。グローバル化の中で、歴史的に構造化された貧困の実態は厳然と存在しているのであり、歴史的にペルー社会の構造を特徴付けてきた「階層性」の「現代の変容」が明らかにされなければならない。そうした観点から、「非白人層」出身の大統領であるフジモリ政権以降の政治および政策のありようは依然として重要であるように思われる。

こうして明らかになるペルーないしラテンアメリカの「大統領中心主義」の統治構造全体における規範と実態の相克を踏まえた上でなければ、当該地域の政治のありようを特徴付けてきた「制度的不安定性」や「民主主義の脆弱性」を克服し得る新たな理論構築は困難であるように思われる。